

第8号様式（第6条関係）

景観づくり重点区域内における行為の基準チェックリスト

対象事項	チェック項目	特に配慮した事項 ※1	チェック ※2
総 体	・ 雁木通りには、原則として雁木を設けましたか。 ・ 雁木通りには、通行を妨げる工作物※等を設置していませんか。 ※自動販売機など通路を塞ぐようなもの。		
形 態	・ 雁木は落とし式（下屋式）としましたか。 ※やむを得ず他の形態とする場合は、雁木通りの連続性を損なわないように配慮しましたか。 ・ 雁木の屋根の仕上げは、瓦葺き、金属板葺き（長尺金属板葺き、平葺き）としましたか。 ※折板葺きは除きます。 ・ 雁木軒先が見えないような立上がり幕板等を設置していませんか。 ・ 雁木の屋根は原則として勾配屋根としました。 ・ 雁木の柱や庇は、道路管理区域内にでていませんか。		
構 造	・ 雁木の構造は、木造を基本としていますか。 ※やむを得ず鉄骨造とする場合は、雁木通りの連続性を損なわないように配慮していますか。		
幅 員	・ 雁木の有効幅員は、1.5m 以上確保しましたか。		
歩行面	・ 雁木の歩行面は、滑りにくく、平坦な構造を基本としていますか。 ・ 隣接する雁木と段差をつけていませんか。また、雁木の歩行面と道路面が接する場合は、極力、段差をつけていませんか。		

色 彩	・建築物の外壁、屋根、雁木の色は、周辺の町並みから突出することなく落ち着いた色としていますか。 ※落ち着いた色とは、「上越市環境色彩ガイドライン」の環境色彩基準の範囲を超えない色とします。		
看板等	・看板等の屋外広告物は、連続雁木の連なりや風情を損なわないように、デザインに配慮しましたか。 ・看板等で雁木及び屋根を覆い隠すようなものは使用していませんか。 ・電飾看板は使用していませんか。		
その他	・自動販売機の色は建築物の色彩と同様の色となるよう配慮しましたか。 ・通路に面して窓や室外機等を設置する場合は、格子等で目隠しするよう配慮しましたか。 ・雁木灯等の照明は、温かみのある電球色に近い色となるように配慮しましたか。		

備考

- 1 ※1 欄には、特に配慮した点について、簡潔に記入してください。
- 2 ※2 欄には、何も記入しないでください。